

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は水戸証券株式会社と称する。

英文ではMito Securities Co., Ltd. とする。

(目 的)

第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。

(1) 金融商品取引法（その後の改定・変更等を含む。）に定める金融商品取引業
および同法に規定するその他の業務

(2) 前号に附帯または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、194,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は株主名簿管理人を置くことができる。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期および場所)

第13条 定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会は東京都区内または茨城県水戸市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会長または社長が招集し、議長となる。

2 会長および社長共に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任の方法)

第20条 取締役の選任は株主総会において行う。

- 2 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任は株主総会において行う。

- 2 前項の解任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって、会長1名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第24条 業務執行上重要な事項は、取締役会の決議により決定する。

- 2 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、会長または社長が招集し議長となる。会長および社長共に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。
- 3 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し会日から4日前にその通知を発する。ただし緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮す

ることができる。

4 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任の方法)

第28条 監査役の選任は株主総会において行う。

2 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(監査役の責任限定)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができ

る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第32条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日から4日前にその通知を発する。ただし緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日とし、中間配当を行うことができる。

3 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないとときは当会社は支払義務を免れる。